

議案第104号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「平成24年川崎市条例第54号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第97条第1号、第2号及び第4号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に「、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス」を、「障害者」の次に「及び障害児」を加える。

第111条第1号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に

「、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス」を加え、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第3号及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第201条第1項中「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件のうち、登録定員、利用定員等に基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めること等とするため、この条例を制定するものである。